

ID: 498

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	特定入所者介護サービス費の支給
法令名称 根拠条項	介護保険法 第51条の3第1項
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第51条の3第1項及び省令第83条の5の規定による。

(特定入所者介護サービス費の支給)

第51条の3 市町村は、要介護被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス(以下この条及び次条第1項において「特定介護サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者(以下この条及び次条第1項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者(以下この条において「特定介護保険施設等」という。)における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

- (1) 指定介護福祉施設サービス
- (2) 介護保健施設サービス
- (3) 介護医療院サービス
- (4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (5) 短期入所生活介護
- (6) 短期入所療養介護

(法第51条の3第1項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)

第83条の5 法第51条の3第1項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

- (1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。)が特定介護サービス(法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。第97条の3において同じ。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ。)であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法(昭和40年法律第33号)第2

条第1項第10号に規定する預貯金、同項第11号に規定する合同運用信託、同項第15号の3に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第17号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額（第97条の3第1号において「現金等」という。）が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの

イ 第一号被保険者（ホに掲げる者を除く。ロ及びハにおいて同じ。）であって、次の（1）から（3）までに掲げる額の合計額（ロ及びハにおいて「公的年金等の収入金額等」という。）が120万円を超える場合 1,500万円（当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあっては、500万円）

（1） 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。（2）及び（3）並びに第4号イ並びに次条第1項第6号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第4号イにおいて同じ。）

（2） 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。）を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。第4号イにおいて同じ。）から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。第4号イにおいて同じ。）

（3） 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額

ロ 第1号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が80万円を超え120万円以下である場合 1,550万円（当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあっては、550万円）

ハ 第1号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が80万円以下である場合 1,650万円（当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあっては、650万円）

ニ 第2号被保険者（ホに掲げる者を除く。）である場合 2,000万円（当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあっては、1,000万円）

ホ 令第22条の2の2第7項に規定する老齢福祉年金（以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有する者である場合 2,000万円（当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあっては、1,000万円）

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 8 月 1 日

